



滿洲地方に於ける

土木事業と都市計畫施設

(十)

三 浦 磐 雄

大 連 (承前)

南滿洲鐵道株式會社

滿洲地方に於て現在も力ある仕事を爲し又成すものとして
自他共に之を認むる滿鐵に就きて其の輪廓を茲に紹介せ
んとす。

明治三十八年九月五日、日露媾和條約第六條に依り、我

が國は東清鐵道會社に屬したる長春旅順間の鐵道及其の一切の支線竝に之に屬する一切の權利、特權、財産及炭坑を露國より譲り受けたるを以て、本鐵道の經營に當ることとなり、翌三十九年六月會社設立の準備に着手し、同年十二月一切の手續を終り、翌四十年四月野戰鐵道提理部其他の官憲より鐵道其の他の引繼を受け業務を開始したり。

會社の資本金は當初二億圓なりしが、事業の發展に伴ひ

大正九年四月増資を行ひ四億四千萬圓となり、當會社創設

安奉線(安東蘇家屯間)

二六二杆一一五

せられてより四半世紀餘、運輸業

枝線

の外、鑛業に倉庫業に、鐵道附屬

埠頭線

二杆四八五

地に於ける土地及家屋の經營等皆

旅順線

五〇杆八二〇

順調なる發達を遂げ、會社自身の

甘井子線

一一杆八六二

營業成績良好なるのみならず、滿

營口線

二二杆三五五

洲の資源を世界に紹介し、滿洲文

煙臺炭礦線

一五杆五八五

化の開發に寄與したるもの至大なり。

撫順線

五二杆九二〇

其の本社は大連市に在り。以下

渾榆連絡線

四杆〇七〇

會社事業の主要なるものに就き

未開業線(大房身柳樹屯間)

五杆七五〇

其の要綱を述ぶ。

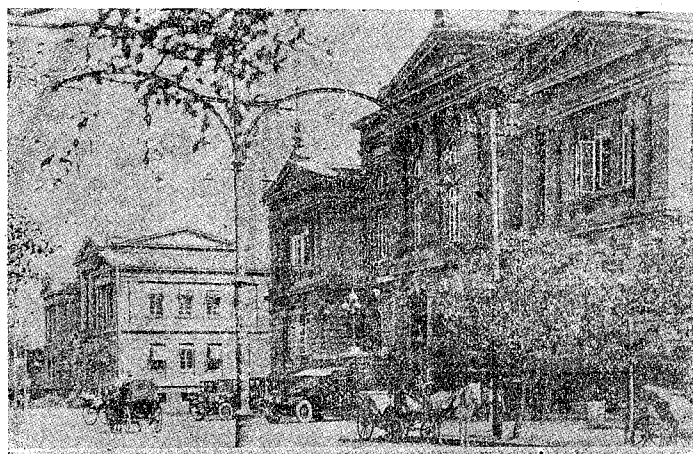
(鐵道) 昭和六年三月末現在

鐵道延長 (全線)

實杆程一、一二八杆七二二

内 幹線

連長線(大連埠頭長春間)



南滿洲鐵道株式會社

車輛數

機關車

四六六輛

客車

五五四輛

八、一三四輛

(十杆に付五輛〇〇〇)

(十杆に付六九輛三)

七〇二杆七六〇

貨車

車掌車 二八一輛 (貨車の内に含む)

線路設備

軌幅 四呎八吋二分の一

軌道延長 二、八〇〇杆九二九

停車場 一三箇所

信號場 五箇所、信號所 一箇所

機關庫數 一七、客車庫數 三、

倉庫設備 一六四棟 四三六、二一〇平方米

内 大連埠頭 六七棟 三二二、四八二平方米

其他 九七棟 一二三、七二八平方米

旅客及貨物輸送成績(最近五ヶ年中の最多昭和四年度)

乗車人員 一〇、四一〇、五七九人

貨物取扱數 一八、五九二、九五七噸

收入 一二三、一〇三、七四三圓

支出 四七、二一三、五〇八圓

差引益金 七四、八九〇、二三五圓

〔工場〕 工場は沙河口及遼陽に之を置き、車輛、機械其

の他社用品の製作及修繕を爲す。沙河口工場は機關車二十七輛、客車三十六輛、貨車百三十輛を同時に收容し、諸機械及器具の製造修繕を爲すことを得。遼陽工場は一箇年機關車百十輛、貨車一千七百輛の改造修繕及鐵道工事用又は車輛用補修品の製作修理を爲す能力を有す。

〔港灣〕 大連、甘井子、旅順、營口、安東及上海の築港護岸棧橋に依り、鐵道と連絡して石炭其他輸出入貨物を取扱ふ。尙内地に於て川崎埠頭を經營し昭和八年三月竣成の見込を以て石炭を主とする陸揚計畫を成す。又阪神地方に對しても相當の出資をなし同地方商港の助成を計り居るなり。

〔礦業〕 撫順及煙臺の炭礦、採掘を主要事業とし、電氣工場、硫酸工場、石炭乾留工場等の諸工業、水道、電氣鐵道、電燈、電話等を經營す。又目下大連に硫安工業及製鋼所の設置を企圖しつつあり。

〔地方經營〕 會社は政府の命令書に依り、鐵道及附帶事業の用地内に於ける土木、教育、衛生等に關し必要なる

施設を爲すべき義務を負擔すると同時に、其の費用の支辨を爲すため、政府の認可を受け居住者に對し手数料を徴集し其の他必要なる費用の分賦を爲すことを得る機能を附與せられあり。

地方經營に要する費用は附地内公共事業の施設に屬するものは總て會社に於て負擔し、其の維持修繕竝に衛生教育及警備に關する經常費の一部を居住者の負擔と爲しつゝあり。最近五ヶ年中の最大のものは昭和四年度にして其の金額次の如し。

- 總支出金 四、七一七、四〇七圓二一
- 會社補給金 二、〇九七、六九二圓〇六
- 居住者課金 一、〇〇〇、七八六圓八七

〔地方經營項目〕

土地及建物の管理貸付、市街經營、衛生施設（醫院、療養所、衛生研究所）、教育施設、警備施設（消防及警戒の業務）、産業施設、商工施設、産業助成（毎年度豫算約三百萬圓支出）、中央試験所（化學工業の他一般理化學

的、經濟的試験研究調査）、地質調査所、水道設備〔會社の豫算〕 昭和四年度分を參考として擧ぐ。

事業費

鐵道	一六、三六三、一四〇圓
工場	二六〇、〇〇〇
港灣	八、三二八、三八四
鑛山	六、七三四、四〇七
製油工場	二、〇四五、八〇〇
製鐵所	四、二〇三、八三〇
地方施設	二、八一六、三九〇
雜施設	四、〇四二、八七七
豫備費	五、〇〇〇、〇〇〇
計	四九、七九四、八二八

營業收支豫算

收 入	二四八、八四〇、九四四圓
支 出	二〇八、七三七、八五九圓

右の豫算に於て見るも滿鐵は其の主を鐵道事業に置くも

のにして、従としては港灣、鑛山、製鐵事業其の他を經營するものなり。

滿鐵の施設事業に就き鐵道、鑛山、製鐵及其他は既に概記したるを以て此處には港灣中大連港と甘井子棧橋を以て其の代表的のものとして記述し、他は之を省略す。然れども例により其の概略の施設を記すことす。

大連港と甘井子

明治四十年四月一日滿鐵が引繼當時の大連港は僅に第二埠頭及甲埠頭の落成したるのみにして、第一埠頭南部の岸壁竣工し居て北部は半成の儘なり。防波堤も東半部に稍見るべきもの有りしのみなりき。會社は大體露國の計畫を踏襲したるも、將來を想ひ、最新の技術を採用し、既成部分も改修し、適當に之を圖りて今や港内水面積三百十萬七千四百三十八平方米（九十四萬坪）を抱擁し、埠頭構内面積百八十九萬五千二百五十平方米（五十七萬三千餘坪）を有する大築港の、一小部の設備を除き、先以て完成の域に達

したりと云ふを得たり。蓋し第四號埠頭完成の曉には、岸壁延長五千七百餘米と爲り、二千噸級一隻三千噸級五隻、四千噸級三隻、五千噸級九隻、六千噸級九隻、八千噸級九隻、一萬噸四隻合計四十隻二十四萬噸の汽船を一時に繋留し得べし。加ふるに、寺兒溝棧橋並大山埠頭と、大連港對岸の甘井子石炭專用埠頭等を合して、年額一千萬噸以上の貨物を吞吐し得る能力を有するに至る。此の大山埠頭は沿岸航行の戎克船を碇泊せしむるものにして、三十石乃至千石（十石當一噸）のもの約三百隻を繋留せしめ得る様同埠頭兩側に隣接して延長約七百米の荷揚場を設く。

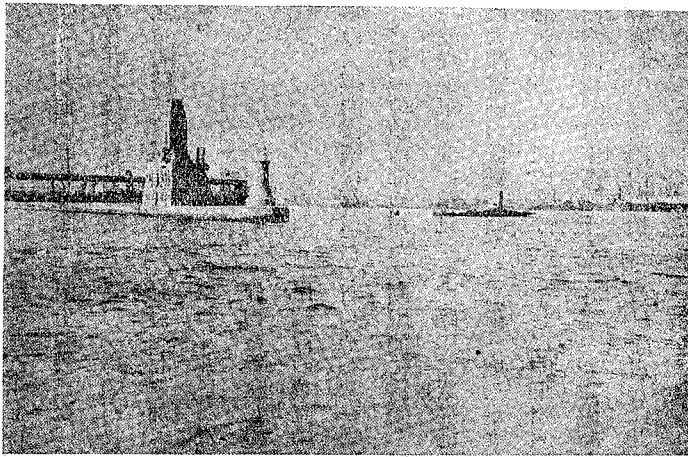
翻つて大連港の地理的狀況を考察するに、當港は東徑百二十一度三十九分十秒、北緯三十八度五十五分五十一秒に位し、關東州大連灣の西半部を扼し、西口角なる黃白嘴の外端より和尚島の東端東嘴子に至る一線以西に灣入したる水域を占む。此の港内を放泊區、柳樹屯區及大連區の三區に分ち、本港の首腦部たる内港は大連區の中に在りて、北東に面し、對岸柳樹屯を距ること一軒、南東七軒四にして

港灣の西口角黄白嘴に達すべく、後に大連市を負ひ、前方三面は防波堤に包まれたる海面を劃す。

從て當港の潮位は風向、風力及潮流等の關係に依り著しき影響を蒙り、時に意想外の高低を示すことあるも、築港當初よりの統計に見るに、干満の差は平均二米一にして、平均最高潮位四米〇一、平均最低潮位〇米三なり。

又地理的の關係により外港は相當の潮流もあり、動もすれば風波の激しきを見ると雖、内港は漲潮時に在りては一般に〇籽四を超ゆることなく、落潮時には〇籽三乃至〇籽五なり。

而して當港は滿洲中最も氣候溫和なるべく、一年を通じ



年以降平均毎年二百十日を算すと云ふ。最大は大正八年十

て平均溫度攝氏十度内外にして、内地の秋田縣の平均溫度

に等しく、山形、長野、石巻等と殆んど高低なし。然れども當地は内地と其の趣を異にし、夏季は大分、京都、東京と相似たれども、冬季は根室、函館、札幌と匹敵するものの如し。尙結水期は概ね一月初旬より三月初旬に至る約六十日間とす。統計に依れば、大正八年の厚十五糎埠頭全部結水すること十三日間、其の一部の結水二十二日間に及びたるが最大を示すものなり。

風は北方より來るもの回数も多く又強し。觀測所の調査によれば、暴風に屬するもの（一秒十米以上の速度を有する風）の日數は、明治四十

二月の一秒二十七米のものなりき。然れとも今日に於ては、内港は完全に高浪怒濤を防ぎ得て、如何なる暴風時と雖、僅に白波小浪の黙々するを見るに過ぎず。以て人工のよく天威を壓抑し得、波高〇米六に達したるは稀なり。

霧は毎年七月に入りて回数極度に至れども一月には濃霧最も甚し。統計に據れば、一年平均二十七回あり。之等に備ふるに明治四十五年三月東防波堤頭端に、大正十四年十二月圓島及埠頭屋上に、ラデオ・コンパスを設備して十分の警戒をなすこととす。

次に當港に對する諸設備を述べれば、會社が引繼當時に於ける築港工用船舶機器は、僅に二箇の軌道起重機殘存し居るのみなりしが、明治四十年五月以來全般に亘りての計畫も樹て、翌年五月より混凝土精練に着手し、工事の進捗と諸般の進行を圖り、今日（昭和六年十二月末現在）に於て、左の施設を見るに至る。但し甘井子石炭積設備に就いては別に之を述べ。

一 防波堤（單位米） 總計延長六、〇二二・六〇

露西亞町防波堤 一、〇〇〇・〇〇

小崗子假防波堤 四五二・〇〇

濱町防波堤 三一〇・〇〇

西防波堤 一、三六三・八〇

北防波堤 二、二四四・〇〇

東防波堤 三七〇・〇〇

東寺兒溝防波堤 二二五・四〇

東寺兒溝船溜假防波堤 五七・四〇

一 主要岸壁及棧橋（單位米） 總計五、三七一・五五

但し第四埠頭の未成部分は此の延長總計に算入せず。尙括弧内の數字は干潮面以下の水深を示す。

第一埠頭（八一九）第一一六區 七五八・二〇

甲埠頭（八一九）第七一九區 三四八・七三

第二埠頭（九一一〇）第一〇一〇區一、三三三・五四

乙埠頭（九）第二一一二三區 二七二・二〇

第三埠頭（九一一）第二四一三四區一、三三三・三〇

丙埠頭（九）第三五—三七區 二七〇・〇〇

第四埠頭(九—一)第三八—四八區豫定三一・九四

濱町

二二七、八二一・七〇

外に未成部豫定延長

一、〇八二・〇〇

露西亞町

七五、七三二・〇〇

長門町埠頭(五—七)

三八三・九四

小崗子

四一〇、六三二・四〇

寺兒溝第一棧橋(九)

一六九・〇〇

馬家套

一一一、六九〇・〇〇

寺兒溝第二棧橋(八)

一九二・〇〇

一 荷揚場(單位米)

總計四、四八九・〇三

一 副埠頭及棧橋(單位米) 總計二四八・九八

露西亞町

一、九〇七・六五

檢疫埠頭

一二〇・〇〇

濱町

二二五・八〇

濱町陸軍棧橋

三六・三六

東寺兒溝

五一五・〇〇

濱町鐵棧橋

四〇・三〇

小崗子

一、〇八六・六〇

石炭棧橋(三箇所分)

五二・三二

馬家套

一〇〇・〇〇

一 埋立地(單位平方米)總計二、五四七、五〇六・六〇

寺兒溝第二棧橋東側

六〇・〇〇

寺兒溝第一棧橋以東

一八四、七一二・八〇

入船町(第一乃至第四)埠頭

五九三・九八

寺兒溝

三六七、五七一・二〇

一 浚渫面積(單位平方米)總計四

四一七、六六〇・七

甲埠頭附近

三一、四〇五・〇〇

干潮面以下一米八—三米三

四三五、五八二・〇

第四埠頭

三一、〇七四・五〇

六米—六米九六

二二一、〇六三・五

第四埠頭背後地

一六八、四〇二・〇〇

七米六—八米五

五一四、一四二・五

長門町

二九一、〇四一・三〇

九米—一〇米六

二、五〇三、七九二・七

同 一 一米一 一米五 七五三、〇八〇・〇

一 船渠(單位米) 總計二箇所

船 渠 名 滿洲船渠 ケイソン船渠

渠口底部幅員 一一・五五 一二・〇〇

干潮面以下渠口水深 六・五四 五・四〇

有 効 延 長 一二四・三六 一四八・〇〇

一 船舶 總計五十二隻

小蒸汽船 一六隻 總噸數 一一、一三七噸

給水船 二隻 積載量 三三〇噸

給炭船 三隻 積載量 一、五〇〇噸

舢舨 三〇隻 積載量 六、一〇〇噸

起重機船 一隻 起重力 五〇噸

一 倉庫及上家 總計七一棟 三七八、一一八平方米二六

一 貨物野積場 總計面積 二九四、〇〇二平方米七八

一 船客待合所 第二埠頭に在りて、其の總計建物面積四、

九五八平方米六を有し、専ら内地及上海等の往復定期船の船客に對しての乗降用に供す。建物内に收容し得る人

員は約五千人なり。

一 構内荷線設備 鐵道線延長一萬一千三百米に及び、機

關車十五臺、三十三噸貨車二百輛以上を置き、外自動車、

馬車、小車等により一日十時間二萬噸以上の荷線に差聞

なからしむ。

一 事務所其他の構造物及詰所 甲埠頭後方に在りしを移

轉し、現在は東廣場より第二埠頭に至る直通道路と甲乙

埠頭岸壁に併行したる新設道路を設けたる此の一角に在

り。其の建物面積二千九百四十九平方米六八を占む。又

構内作業に従事する者の爲に、便宜各所に従事員詰所を

設け、其の數百九十箇所合計建物面積一萬三千九百八十

平方米に及ぶ。

一 船舶信號所 埠頭事務所本館屋上に建物面積五十二平

方米九の假二階建の信號手詰所を設け、之を第一信號所

と稱し、地上五十米餘の鐵骨製信號柱を樹て、夜間は之

に電燈信號の裝置をなす。第二信號所は第一埠頭突端に在る煉瓦造二階建のものにして東防波堤先端より三十三

米南方にありて建物面積八十六平方米を有す。

一 構内道路

一 總面積四八四、一九八平方米

一 給水栓 各岸壁にあり。一時

間給水能力約六十噸

一 特別石炭ベース 岸壁の第一

第二、第三、第四、第二十八、

第二十九、第三十の各繫船區に

設置す。

一 豆油撒積用タンク

五基 容量六〇〇噸

一 豆油混合保管用タンク

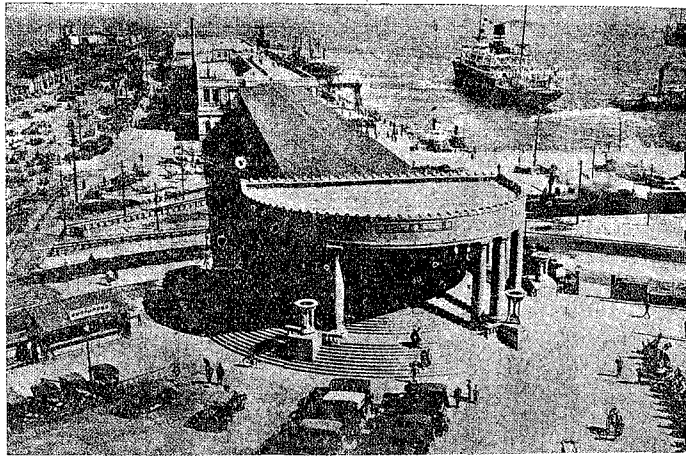
一二基 容量一、八二二噸

一 穀類精選乾燥機 一基

一 貨物用起重機 八基

一噸半乃至四五噸

一 貨物自動車附屬トレーラー 八臺



一 スクープ・コンベヤー 三臺

一 電氣トラツク 五四臺

一 電氣トラツクター 六臺

一 同上附屬トレーラー 四〇臺

一 レボレーター 六臺

一 エレクトトリツク・カプス 一臺

一 電氣クレーン・クラクター七臺

一 燈臺及燈竿 燈臺は總計八基を

設置し、内東港口の北は紅色、南

は白色にして、光達距離二十桿の

交互に明暗共三秒の明滅電燈を有

する燈臺なり。北港口の東及西の

ものは各光達距離三十桿の不動紅

色電燈にして、西港口の北及南の

ものも不動紅色電燈を有すれども

其の光距は十三桿のものなり。尙

灣口黄白嘴に霧信號燈臺ありて光距四十三桿を有し、又

大連埠頭待合所

南三山島にも同様の燈臺あり。其の他港内の要所には燈竿を設置す。

以上は常備に屬するものなれども、此の外臨時用として左の如き船舶及諸機械器具を備付く。

一 船舶 總計五五隻

小蒸汽船四、發動汽船一、鋤簾式浚渫船一、唧筒式浚渫船一、ブリストマン式浚渫船三、碎岩機船二、汽走底開泥受船四、側開泥受船七、底開泥受船二、五噸起重機船三、給水船一、潜水船一〇、傳馬船一三、通船二、石炭船一。

一 機械及器具 水射式埋築用唧筒二、十五馬力三相交流誘導電動機一、手働鑿孔器一、旋盤二、試錐機二、水中切斷機二、バケツトエレベーター一、五馬力アルキメデスポートモーター三、ローリングマシン一、膠泥混合機一、横置蒸汽機一、いの口式唧筒一、トリルマシン一、電氣シヨベル一、起重能力三噸モーターホキスト一、方塊積出機一、混凝土混合機一、空氣壓搾機一、空氣鑿岩

機三、輕便機關車三、五十噸吊起重機二、二十噸吊起重

機一、五噸吊起重機四、ボイラー一、承船框一、レベル

三、パテントパイルドロイイングハンマー一、トランシ

ット一、ウオシントンポンプ一、ダイヤグラムポンプ

一、バルソーター一、デツキポンプ五、潜水器二八、鐵

柱二〇。

以上の外陸上設備として、船舶給水栓三十七箇所、消火栓七十五箇所及計量臺、計重機等の設備をなす。而して又構内道路の改修、排水の設備、柵塀等の設備等も重要なものとして數ふることを得べし。

尙最近の施設として無線電話装置を埠頭事務所屋上及三山島に備へ、入港船舶名吃水等を敏速に報導せしめ、又一方には方向探知機を埠頭事務所屋上及圓島燈臺に置き入港船舶をして縦へ濃霧の場合と雖、三百七十籽（二百漚）の沖合より安全に其の航行を續くることを得せしむ。

又、殺鼠船二隻を用意し、防舷材二百六十五箇及多數の繫船即ち錨、浮標、錨鎖、シャツクル等の設備をなす。

以上述べたるが如き港灣の施設をなすに就いては、多額の事業費を要したることは言ふを俟たず。今明治四十年度の當初より昭和五年度（昭和六年三月）迄に支出せられたる費用を擧ぐれば次の如し。單位は圓とす。

一 大連港灣事業費合計	六六、五〇九、七六三・六六	内 燈臺	九六、〇七二・八九
イ 用地費	一七、四〇二、二〇九・八八	建物	五七七、三九八・四三
ロ 築港費小計	二七、二一六、九三八・八九	道路	一、七六九、六〇九・五六
内 岸壁	一〇、九五二、八一九・一一	水道	一四八、六七九・三五
護岸	二、二一六、八九二・一四	下水道	一、四八八、二九七・〇二
防波堤	六、三〇八、〇〇八・二八	機械器具	三、〇六五、二〇一・二七
船渠	九一九、二八三・〇四	雜施設	一、五五五、五九八・九八
棧橋	八五〇、三三六・〇〇	＝ 倉庫費小計	九、二五〇、六六八・二九
浚渫	五、一五五、二一八・一三	内 建物	八、七九九、七〇八・四七
建物	七三、七六四・七四	機械器具	四五〇、九五九・八二
機械器具	六〇四、九七〇・八九	ホ 事務所費小計	一、四〇六、三二九・九九
設備	一三五、六四六・五六	内 建物	一、四〇三、四六七・七三
八 埠頭設備費小計	八、七〇〇、八五七・五〇	機械器具	二、八六二・二六
		ヘ 船舶費	二、五三二、七五九・一一

以上の通り巨額の事業費を要したるに對し 最近に於ける營業收支の最大數字を示したる昭和四年度の實蹟は、大連開港以來の最大なるレコードなることは勿論なり。而し

て年々増加の趨勢にある筈なれども、昭和五年度は不景氣等の影響により減少を見たり。昭和六年度も亦引續く時局に加ふるに滿洲事變等により數字に減殺あるは已むを得ざるものと思意せらる。

昭和四年度大連港營業實蹟概況

- 一 港灣收入 一二、二七六、一〇四圓一四
- 一 港灣支出 八、七一九、四七七圓〇〇
- 一 差引益金 三、五五六、六二七圓一四
- 一 著埠船舶 四、九一二隻 一三、八〇三、五六八噸
- 内、日本船三、二九一隻、支那船九三五隻、其の他の外國船六八六隻。

一 輸出貨物

- 七、五六九、九七三噸
- 内、主なるものを擧ぐれば、船舶燃料炭五九四、七八四噸、石炭二、六八九、九八〇噸、大豆二、一六〇、四〇五噸、豆粕八八八、七八九噸、穀類四七二、三六二噸等。

一 輸入貨物

- 一、四四七、三五九噸

一 取扱貨物

一 荷役就業延人員

一 船舶給水

一 小蒸汽作業延日數(一六隻)

- 二〇、九四二、一八九噸
 - 三、〇七〇、二二九人
 - 三二九、七二一噸
 - 内、大連埠頭三二〇、七七五噸、大山埠頭一、六七八噸
 - 四、二七六日
- 大連港に關しては尙記すべきものあらんも茲に先づ是を了とし、次に滿鐵が其の誇の一に數ふる甘井子につきて其の概要を記せん。

甘井子石炭船積設備

前記昭和四年度の實蹟に於ても石炭の輸出量は總輸出貨物の四十三%以上にして、大連にても其の埠頭岸壁に九百米の石炭積區を有すれども、將來益々積出増加の傾向を見るに至るべく、今後數年ならずして岸壁延長に不足を告ぐべきは明なるを以て、會社は大連港埠頭の對岸甘井子の地を下し、之が専用船積設備を施したるなり。

本設備は從來大連に於ける石炭積出の大部が手積法なるを改め、全然機械的船積方式を採用し、其の積込能力を高

むると共に、品質の低下を防止したり。

一 船積能力

當埠頭に於ける石炭積載の能力は、一日平均一萬一千五百噸にして、最大能力を發揮すれば其の二倍量迄は出し得ると云ふ。而して一ケ年(三百日)には三百四十五萬噸の積載能力を有するものなり。

二 設備

イ、防波堤 延長九百八十米、石炭棧橋の東側に三百米を隔て、甘井子海岸より南方に突出し七百米の點に於て約二十五度の角度を以て西方に折れ、堤頭には燈臺及霧笛信號設備を有す。

ロ、石炭棧橋 延長五百五十米にして、眞北と約十三度西方に振りたる角度を以て、一直線に南方に突出し、基部埋立と高架棧橋とより成る。

(基部埋立)は延長二百五米にして、天端高干潮面上五米半なり。東西兩側及先端とも捨石護岸とす。西側先端百二十米は水深干潮下三米乃至六米の繫船壁にして、小

蒸汽船の繫留に便せり。埋立地上部にはカーダムバ；と高架棧橋を連絡する高き盛土あり。

(高架棧橋)は延長三百四十五米にして内取付橋梁四十五米あり。全延長中、先端より三百米は高さ干潮面上二十米半、上幅十七米六、下幅三十四米にして、兩側に四繫船區を有し、兩側水深干潮面下十米にして、總噸數七千噸乃至一萬噸級の船舶四隻を同時に繫留することを得るなり。構造は下部橋脚は中心距離十七米半毎に鐵筋混凝土潛函二個を据付け、其の上部を鐵筋混凝土桁にて連絡し、其の上に鋼製結構を建設し、之に鋼鈹桁を架設し橋面の高さ干潮面上二十米半とす。橋面に運炭車の走行する軌道三線及従事員通行の爲め歩板四條を有す。此の外下部橋脚左右兩側に各四條宛の鋼鈹桁を架設し、其の上部に乗れる積込機は棧橋に沿ひ移動し得るものとす。前記鋼鈹桁間は混凝土張床とし、人車の通行に便す。

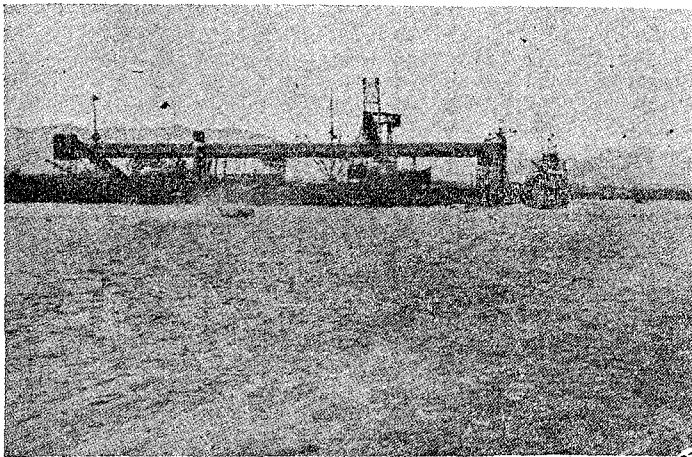
ハ、機械設備

(カーダムバ)一臺及附屬設備一式にして、タインオ

パー型なり。クレードルの上部に漏斗状石炭落し口を有す。六十噸、五十噸、三十噸車各一輛を取扱ひ一時間取扱回数は平均三十回にして、最大は四十回とす。ミュールホーレージは上記のカーダムパーの最大能力に應し得るものにして、其の押上に對する配勾は十二%なり。

(棧橋専用運炭車) 即ちビーカーにして六輛を備付く。鋼鐵製底開式にて、容量六十五噸速度毎時二十六料とす。石炭の落下時間は約十五秒なり。

(積込機) 四臺を備ふ。移動式にして棧橋専用運炭車より落下したる石炭を一旦ホツパー内に受け、バケツトコンベ



ヤーに依りて、テレスコピックシュート、メカニカルト

リーマー又はアンチブレイカーを通して船艙内に石炭を供給し得るものとす。積込普通能力一臺一時間六百噸、狀況に依り百五十噸より七百五十噸迄其の能力を調節し得。本機は是をバンカー積込にも使用し得。

(軌道衡) 二臺を備ふ。走行計量式にして、其の容量百三十噸とし、軌道衡上に於ける専用車の走行速度は毎時十料以内として、各一輛宛の重量を自記し得るなり。

(貯炭場用ブリツヂトランスポーター) 二臺あり。徑間九十米の左右二本の脚により支へられたる橋上を容量七噸のグラブを有するマントロロ

の移動により石炭を取扱ひ得る構造にして、マントロ

リー一時間往復回数平均六十回、取扱能力四百噸とす。

本機は最大角度五度迄のスキウイングを爲し得べく、別に移動式ホツパー臺二をも有す。

二、鐵道線路 本線と甘井子との連絡は當分南關嶺操車場と甘井子操車場間約十一杆九にして單線連絡なり。甘井子操車は線路延長約三十二杆にして、盈車に對しては到着仕別及留置の三群線とし、空車に對しては留置及出發の二群線とす。

ホ、貯炭場 貯炭場は有效面積十三萬平方米にして、其の貯炭能力三十萬噸とす。石炭積卸の爲め鐵筋混凝土棧橋延長一杆六二を架造し、ブリツヂトランポーター線一杆半、積出電車線三杆及ホツパー移動線一杆半を有し、ブリツヂトランスポーター二臺に依り石炭積卸をなす。

へ、電力施設

(電力方式) 構内に於ける入替機關車並に各種機械の運轉に要する動力は總て電力にして、其の方式は交流を水銀整流機により直流に變電し、七百五十ヴオルト及二百

五十ヴオルトの二種と爲して使用する。

(照明設備) 各ヤードの兩端には一キロワット投光器合計四十個を有する、高さ三十米鐵塔七基を設置し、又ブリツヂトランスポーター、カーダムパー積込機、高架棧橋其の他必要なる箇所には主として五百キロワット投光器及ハイウエーニットによる電燈を設け、夜間作業に支障なからしむ。

(配電線及電車線路) 配電線は特殊の部分を除く總て架空式なり電車線路はシングルカタナリー架空式にして貯炭場ホツパー下は第三軌條式なり。

(電氣機關車) 四輛を有し、構内入換作業は全部電氣機關車を使用し、機關車は百七十五馬力、一時間格定速度十七杆半、牽引力一萬六千五百噸なり。

ト、給水設備 船舶、機關車、社宅其の他の給水一切は周水子を経て大連水道を引用したり。

チ、諸建物

(共同事務所) 煉瓦造二階建、總面積二千百七十五平方

米にして、石炭棧橋の西方に在り。階下には郵便局、水上署、當社埠頭並其の販賣課出張所を置き、階上には海務局、海關、大連汽船、三井物産其の他海運業關係の事務所を設置す。

(海員俱樂部) 煉瓦造二階建總面積一千平方米を占め、俱樂部としての十分の設備をなす。

(荷役司令塔) カイダムバーの東北丘上に設け、其の高さ地面より二十二米あり。エレベーターに依り上下し得る設備をなし、上部に司令室及船舶信號室を設け、信號室の屋上には船舶信號柱を設置す、船積の際は司令室内にある司令者の命令を電氣信號に依り、構内各所に傳達し作業の連絡統一を圖るものとす。構造は鐵骨を主とする混泥土造なり。

(其の他の建物) 變電所二棟、修繕工場一棟、機關庫一棟、信號所一棟、荷役係詰所其他社宅若干棟とす。

り、道路 會社は棧橋より柳樹屯に至る延長約二軒四間に幅員八米の幹線道路を築造し、關東廳に於て築造した

る周水子、柳樹屯間八米の道路に接続し、周水子驛前に於て金州街道に連絡す。尙貯炭場の南方海岸に沿へる一帶の平地に社宅を主とする市街計畫を施し、之に縱横の道路を設け、之と山手社宅其他構内各所との連絡は幾多の小道路を築造したり。

又、石炭積出作業方法 奥地より到着線に入りたる石炭列車は仕別線に於て、炭種別に仕別せられ、カイダムバーの盈車留置線に行くものと、貯炭場に行くものとに分類せられ、盈車留置線に廻入したる炭車は一・一%の下り勾配を利用し、一輛宛切放し順次ミュールピットに運出し、ミュールにより十二%の勾の勾配を押し上げられカンダムバーのクレードル上に至り、之に依り轉覆せられたる炭車は續行盈車の衝動に依り十%の勾配を下り而してキツクバツクにより空車留置線に送入せられ適當の位置に停止す。

カンダムバーにより轉覆せられたる石炭が、其のホツパーを通じて専用運炭車に移され終るや、専用運炭車は徐

行し、途中に設けられたる軌道衝に計量せられ、高架棧橋上に至り、其の底扉を開きて積込機のホツパー内に石炭を落下す。落下したる石炭はバケットコンベヤー、テレスコピックシュート、メカニカルトリマー等によりて本船に積載せられ、空車は棧橋中央の歸還線を通りて、カンダムパーに歸還す。斯くして専用運炭車はカンダムパー及積込機間を循環するものなり。

次に到着炭を貯炭せんとするときは、石炭車電氣機關車により貯炭場の取卸棧橋に廻入せられ、石炭を取卸したる後空車は空車車溜線に送らる。取卸されたる石炭はブリツトランポーターにより所要の位置に貯炭せらる。到着炭不足其他カーダムパー故障ある場合は、専用運炭車は其の行程を貯炭場迄延長し、ブリツトランスポーターに依り石炭を搭載し、棧橋上に至り積込機に石炭を供給し得る如き装置とす。

又、本設備に於て最も特徴とする點は、カーダムパーに故障ある場合又は破碎を嫌ふ特殊炭の船積に際しては、

専用運炭車に依り石炭貨車を牽引し、炭車留置線より直接棧橋上に押し上げられ、積込機に石炭を供給し得る便あることなりとす。

積込機は船潮高さ最大滿潮面上十五米迄は、石炭を積込み得るを以て、總噸數一萬噸級迄の船舶荷役に支障を來すことなく、且つアンチプレカー及メカニカルトリマーを具備することを以て、石炭の破碎を防止し、加之來人力による搔き均し時を短縮し得るものなり。

三、積込實蹟

昭和五年度に於ての實蹟を見るに、著埠頭船舶二百五十隻、總噸數九十九萬一千五百四十噸を算するに至る。尤も本年度は昭和五年七月より始まり昭和六年三月迄の統計に依るものなれば、現今に於ては相當の巨數を示すものと想はしむ。

茲に面白きは、石炭の船積込みが餘りに輕快に、迅速に取扱はれ、船舶の離埠早められ、其の積込み時間を利用して船員達の上陸する時日を短縮せらるるため、此の埠

頭に於て石炭の積込みを爲すことを嫌ふ向ありと云ふ。是を以て推憶するも甘井子石炭積込作業の如何に威大にして能率の良好なるかを窺ふに足るものなり。滿鐵が以て誇となすも亦宜なりと云ふを得べし。

以上を以て滿鐵が大連に關する施設に對しての筆を擱き、以下滿鐵が地方經營に關する施設に就き、總括的に略述せんとす。蓋し滿鐵は廣汎なる規程を制定し、之に基き監督官廳の認可を受けて之を施行し居るものなり。尙茲に記述せんとするものは都市計畫關係のものにして、他にも滿鐵は施設すること勿論なり。

一 市區改正並土地區劃整理

會社經營の都市は其の殆んど全部が鐵道線路に沿ひ、且つ市街地たるべき地域は所謂鐵道附屬地及買收地又は商租地なる關係上、其の面積限定せられ居り、内地に於ける都市の如く隣接町村の合併等の如き、市街地域擴張の場合なきことは、内地の都市事情と異なる點にして、從て其の市街計畫にも種々なる特色を有す。

イ、市街計畫の箇所數 市街計畫を爲すべき都市は、鐵道沿線の驛所在地にして、其の數百十有餘大部分市街計畫を完了し、目下未計畫地の計畫、既定計畫の變更、既定計畫の擴張に努力し居れり。就中左記十四都市には地方事務所なる機關を設置し、直接都市經營の衝に當らしめ、市街計畫上沿線都市の重點を成すものなり。但し撫順には他の機關を以て之に代ふ。

瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、本溪湖、安東、撫順。

ロ、地區、町名、地區割、地番、從來大體左記方針を採り來りしも、目下改正に付研究中なり。

規定 地區、町名、地區割及番號附方標準（滿鐵規定類纂第八編地方第三類第三章）に據る。

ハ、道路幅員 左記八種とす。

七米、九米、十一米、十四米、十八米、二十二米、二十七米、三十六米。

但し五米、四米、三米は路地と稱す。

＝ 地域種別 第一項記載の十四都市には左記地域割を
設定す。

住宅地域、商業地域、工業地域、糧料地域。

二 市街地建築に對する取締等、左記規定に據る。

會社附屬地建築規則（規定類纂第八編第三類第三章）

協定地上建物建築ニ關スル件（規定同上）

瓦房店外は附屬地軒高制限特例設定承認（規定同上）

三 公園、遊歩地等 左記規定に據る。

經理係主任會議提案事項（公園取締）ニ關スル事項（規

定類纂第八編第五章）

公園使用許可條件ニ關スル件（規定同上）

尙公園の既往及現在に於ける施設情況に關しては前記し

たるものあれども、茲には第一項記載の瓦房店はじめ十

四都市中のものを總括的に左記す。

公園數三十三箇所、遊歩地九箇所、總計面積一千百十

七萬八千五百四十九平方米を算す。

四 上水道 規定は會社附屬地水道給水規則（規定類纂第

八編第五類第二章）に據る。上水道の施設に就き總括的
に之を記すれば次の如し。勿論滿鐵經營の分なり。

施設都市 大連（沙河口）、瓦房店、熊岳城、蓋平、大石

橋、海城、鞍山、遼陽、蘇家屯、奉天、鐵嶺、開原、

昌圖、雙廟子、四平街、廓家店、公主嶺、范家屯、長

春、本溪湖、橋頭、連山廟、鷄冠山、安東。

給水情況 給水栓の種類には専用栓、共用栓及切符給水

栓とありて、専用栓數二萬三千八十箇其の給水戸數一

萬八千八百三十一戸、共用栓數二百八十箇其の給水戸

數二千二百八十三戸、切符給水栓五十七箇其の給水戸

數八千五百四十四戸にして合計二萬九千六百五十八戸

に對し給水す。而して給水量は八百五十八萬九千七百

二十五立方米（内道路撒水其他に六萬二千六百八十二

立方米）を算するに至る。但し之等の數字は昭和五年

度のものなり。尙撫順にも水道施設あれともこれは別

途のものにて、曩に撫順の項に於て之を記したり。

五 下水道 規定は南滿洲鐵道株式會社下水道規則（規定

類纂第八編第五類第二章)に據る。

六 火防に關する事情 規定は南滿洲鐵道株式會社消防規則(規定類纂第八編第五類第三章)に據る。

今第一項記載の十四都市に於ける施設を總括するに、左の如し。但し括弧内は所在都市數を示す。

- 消防隊(九) 九、消防組(八) 一、駈付消防組(一)
- 一(一)二、ポンプ自動車(六) 七、水管自動車(三)
- 三、器具自動車(六) 六、蒸汽ガソリンポンプ(三)
- 三、ポンプオートバイ(一) 一、手押ポンプ(一四)
- 四九、水管車(一四) 五三、器具車(八) 九、機械梯子(五) 五、従事員數(一四) 七四七。

七 風致地區、風紀地區 會社に於ては特に指定せず。

八 市場 滿鐵經營の附屬地に於ける市場施設は安東、四平街、公主嶺の三ヶ所にして、之が投資額十八萬圓にして、此の内主なるものは安東の小賣市場なり。規定としては安東公設小賣市場管理規則(規定類纂第八編第五類第四章)あり。

紹介

九 屠獸場 屠獸場施設が社會衛生上の見地より重要な

地位にあることは今更贅言を要せざるが、附屬地に衛生施設を爲すべき使命を有する滿鐵としては、現在直營に屬する屠獸場は瓦房店、松樹、熊岳城、鞍山、遼陽、奉天、公主嶺、長春、本溪湖、撫順の十箇所なり。其の他は私營又は日支合辦のものなり。之を設備上より見れば奉天、長春兩屠獸場を除く外は甚だ不完全なるを以て今後之が設備の改善に就て相當の費用を必要とす。

附屬地の食肉衛生上に注意すべきは、附屬地外一步を出づれば即ち支那(今は滿洲國なるも)の行政區域たるを以て、無檢査肉搬入今尙盛に行はれ、之が取締は附屬地屠獸場の經營と相俟つて重大なる關係を有するものなるが、之を防止せんには勿論警察の取締を嚴ならしむる要ありと雖、進んで支那側と協調し、何等かの方法を講ぜざれば絶對的に安全を期し得るものと思はれず、殊に輸出を奨勵せんとすれば畜牛等の増殖改良、牛疫等の豫防等に關し一層聯絡協調を保つての必要ありと思はる。

一五九

規定は關東廳屠獸場規則に準據す。

十 火葬場 都市前記十四箇所に對し、二十九箇所の火葬場を經營す。一ヶ年約九千内外の火葬者あり。

十一 墓地、十四都市に對し、二十七箇所に墓地を經營して、其の總計面積三十九萬七千三百二十九平方米を占め居れども、貸付面積は年々一千方米内外なり。

十二 塵芥掃除作業 規定は關東廳汚物掃除規則に準ず。

昭和四年度の統計によれば十四都市に於て、取扱戸數五萬二千五百三十六戸に對し、塵芥搬出量一億百二十四萬五百十六疋に達す。

十三 尿尿處分作業 規定は前項に準ず、昭和四年度は取扱戸數四萬九千七百三十三戸に對し、尿尿搬出量七千七百三十七萬一千八百八十八立を示す。

十四 運動競技に關する施設及現況

イ、演武場

〔柔道〕鞍山を除く十五ヶ所の各地方には夫夫道場ありて、大連、奉天、撫順には專任教師を配し、其の他には

囑託教師を置きて斯道獎勵發達の任に當る、日々各道場共相當の利用者あり。

〔劍道〕大連外十五ヶ所に道場を有す。大連、奉天、撫順には專任教師を配し、其の他には囑託教師を置く。

以上の二部に於て毎年一回全滿洲を綜合する大會（有段者、無段者別）を催し、尙毎年一回内地に於ける優秀團體の招聘をなし、又時に遠征をなす。

關係團體としては柔道有段者會及劍友會等あり。

ロ、野球、大連、奉天、撫順、長春、四平街、安東には固定觀覽席の設備ある野球場あり。其の他の各地にも相當の競技場ありて、野球シーズン中は盛に利用す。毎年内地優秀チームを招聘して大連及沿線（奉天、撫順、長春、安東等）に轉戦を爲す等に依つて斯道の獎勵に努む又時として遠征をなす。

關係團體としては滿洲俱樂部、州外聯盟、其の他各地の代表チーム等あり。

ハ、陸上競技場 大連、奉天、撫順、鐵嶺、長春、安東

には専用競技場あり。近年陸上競技熱勃興著しく、大連の如き一日裕に二百名以上の利用者あり。以て他地方に於ける利用率も想像に難からざる可し。

關係團體としては滿洲體育協會、大連アスレチック俱樂部、鞍山體育協會、奉天體育協會、鐵開四公（鐵嶺、開原、四平街、公主嶺）競技聯合、長春體育協會、安東運動協會、撫順體育協會等あり。

尙大連、奉天、撫順、鞍山にてはラグビー蹴球及アツンセーション蹴球の設備ありて相當利用せらる。各地に於て毎年一回大運動會を催し、適當の方法に依り陸上競技助成に努む。又一年一回内地に於ける優秀チームの招聘を爲す。時としては遠征をなすことあり。

ニ、弓道 各地に弓道場を設け、夫々助教或は助手を置き、大連道場には囑託教師を置いて專意指導せしむ。又時々沿線各地に巡廻指導をなす。毎年一回全線弓道大會を開催す。又時としては内地より招聘し或全滿鐵として遠征競技をなさしむ。

ホ、水泳プール 沙河口、本溪湖を除く外各地に水泳プールを設置す。相當利用者あれどもシーズン短き爲め優秀選手は表はれず。時として對抗競泳等に依り斯道の發達を計りつつあり。

關係團體としては各地にある體育協會或は運動協會の一部に在り。

へ、スケート 滿洲としては冬季最適の屋外運動たるため、相當發達を爲しつつあり。特に大連、奉天、安東にては年々全日本選手權大會或は滿洲選手權大會等を開き斯道の發達を促す。毎年一回内地大學チームを招聘す。

關係團體としては各地の協會の一部に屬す。

ト、庭球 最も普及したる競技にして、各地共對抗試合に依りて、其の向上を期す。軟球、硬球共一年一回内地の強選手を招聘し、或は當方より遠征す。

關係團體は各地協會内にあり。

チ、體育ボール（バレーボール） 滿鐵として最近振興の競技にして、最も民衆的なるため、非常なる勢を以て

普及しつゝあり。一年一回全滿鐵を糾合し大會を開く。り、其の他

大連黒石礁に海濱水泳場の設備をなす。我國古來の泳法獎勵と發達に努む。

大連に競漕用ボートあれども餘り利用せられず。夏季各一日四隻位の程度にて利用せられ居れり。

大連、海城、開原、公主嶺に乘馬團體あり。

哈爾濱には庭球(軟式)コート二面、弓道場一個所、陸

上競技場と野球場併用のもの等あり。國際關係もあるため相當の利用者あり。

齊齊哈爾、洮南、鄭家屯、吉林、奉天の各滿鐵公所には庭球コートの設備をなす。

上海滿鐵事務所、東京支社、ニューヨーク滿鐵事務所に各庭球コートあり。

東京支社には弓道場の設備をなす。

以上の運動競技に關する規定は規定類纂第一編第六類に滿鐵運動會規則、滿鐵運動會劍道階級規程、滿鐵運動會

弓道段級試驗規程、滿鐵運動會馬術檢定試驗規程あり。十五 名所、舊蹟、天然記念物保存 此の項に當るもの多きも、就中有名なるものを左に擧げて他を省略す。

遼陽白塔 白塔公園は附屬地の中央に位し、園内に高塔ありて高さ二百三十有餘尺、外形八稜形にして十二層より成り、塔の周壁に大小無數の佛像を彫刻し、總壁を白色に塗りしために白塔と稱せらる。故に該白塔を配景として建設せられたる公園なれば其の名の存する所以なり。此の白塔は三國遺事及盛京通誌に依れば漢時代に建設せられたりと稱する廣祐寺の境内に築造せられたるものにして、伽藍及地所共日露戰役前東清鐵道の爲めに買収せられ、其の佛像佛具等概ね破毀せられたり。今は記念すべきもの殆んど無く、只戦後金佛三體殘存したりしを、其の一體は凱旋に際し我が軍の手に收められ、現在陸軍大臣官邸に保存しありと云ふ。他の二體は公園内に安置せらる。尙此の白塔に就きては幾多の傳説經歷はあれども之を略す。目下、白塔公園は鬱蒼たる老樹(主に

春楡の老樹を以て占む)自然の風光掬すべく、滿鐵は好箇の遺蹟として其の保存の爲に年々多額の經費を投じ、公園として益風致の増進に努めつつあり。

以上を以て滿鐵に關する記述を終る事とし、大連に於ける施設につき最後に大連飛行場の概容を左記す。

大連飛行場

一 大連飛行場に關する調査

(一)・規程(取締規則等に就きて) 大連飛行場は後記の協定書に依り、陸軍軍用飛行場を關東廳遞信局に於て借受け使用中のものなり。而して當飛行場は其の位置要塞地帯内に在るを以て、飛行の實施に關しては關東州防禦營造物地帯令の制限を受くるを以て、遞信局に於ては旅順要塞司令部と飛行條件(後記)を協定し、之に據り飛行を實施せしめつつあり。尙飛行場の使用に關する前記以外の事項は、昭和四年遞信省令第一〇號飛行場使用規則に準據して處理しつつあるが、同局に於ては目下關東州に於ける該規則制定中の趣なり。

(二) 既往及現在に於ける施設情況 軍用地は百三十二萬三千餘平方米(約四十萬坪)を有し、内約八十九萬三千坪(約二十七萬坪)を關東廳遞信局に於て使用し、尙場内の軍用建物(格納庫、事務所其他)は借用中なり。而して移動式夜間照明用として投光機(口徑五十種、一キロワット)三基を備ふ。

(三) 將來の計畫 當飛行場に於ける前述の諸施設は差向き必要なもののみなるが、遞信局に於ては近き將來更に飛行場入口前約一萬平方米の畑地(周水子土地建物株式會社借用地)を讓受け、同地域内に飛行事務所、氣象觀測所、航空無線電信局、郵便局及之等に附屬する諸設備をなすと共に、飛行場内には漸次飛行機計量臺及夜間照明固定設備等を完備すべく計畫中なり。尙、當飛行場は前述の如く防禦地帯内に在るを以て、陸軍側が之を一般に開放することを承認するに非ざれば遞信局の要望する國際飛行場となすこと不可能なるに依り、同局に於ては此の點に付き漸次陸軍側の意向を緩和

し以て、其の要望の達成を企圖しつつあり。又之を當地

物四棟四百九十四坪九合五勺、雜種構築物壹式）ハ別

の地勢的要求より考察するに將來は大連附近に水陸兩用の飛行場を必要とするに至るべく、本件に關しても遞信局に於て調査研究を進めつつある趣なり。

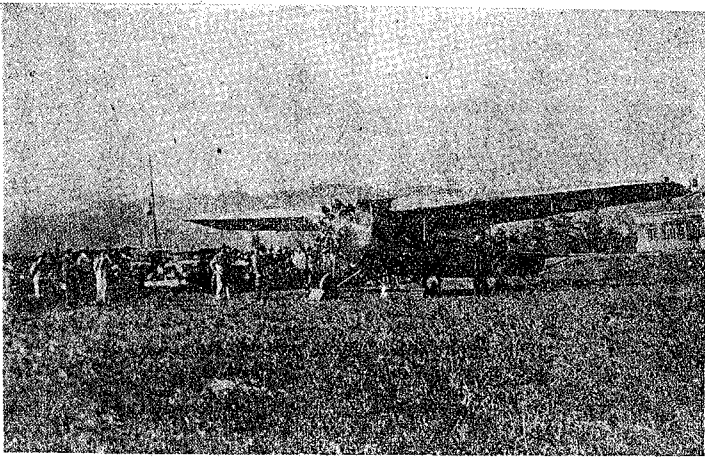
二 大連飛行場に關する規程等

○周水子陸軍飛行場使用ニ關スル協定書

關東軍所管ノ周水子陸軍飛行場（以下單ニ飛行場ト稱ス）ヲ關東廳ニ使用セシムル件ニ關シ關東軍經理部長（以下單ニ甲ト稱ス）ト關東廳遞信局長（以下單ニ乙ト稱ス）トノ間ニ協定スルコト左ノ如シ

一 使用セシムル土地及建造物（土地約二十七萬坪、建

ル毀損ニ對スル復舊並返還ノ場合ニ於ケル原狀復舊ノ



大連内地間航空輸送機

紙調書及附屬圖面ノ通トシ之方使用ハ無料トス

二 飛行場ハ日本航空輸送株式會社ノ經營スル東京大連線定期（航空試驗飛行ヲ含ム）及臨時ノ必要ニ應シ日本航空機ニ依ル航空ノ爲ニ使用セシムルモノトス

三 飛行場ハ軍用ニ妨ナキ限度ニ於テ使用セシムルモノトシ
甲ハ何時ニテモ全部若ハ一部ノ使用ヲ制限又ハ停止スルコトアルヘク之方爲生スル損害ニ對シ甲ハ補償ノ責ニ任セサルモノトス

四 乙ハ使用土地及建造物ノ維持、天災地變ニ因ルニ非スシテ生シタ

責ニ任スルモノトス

禁ス

五 使用地域内ニ工作物ヲ建設セムトスルトキハ豫メ設

三 關東州防禦營造物地帯内ニ於ケル飛行高度ハ三百米

計概要ヲ具シ甲ノ承認ヲ受クルモノトス

ヲ越ユルヲ禁ス又右地帯内及地帯内ヲ俯瞰シ得ル地域

六 使用期間ハ昭和四年四月一日ヨリ向五箇年トシ期間

内ニ於テハ座席ノ窓ヲ閉鎖シ展望ヲ制限スルヲ要ス

満了後ニ於ケル繼續使用ニ付テハ更ニ甲ノ承認ヲ得ル

四 大連飛行場ヲ使用スル航空機及塔乗者ハ凡テ寫眞機

モノトス

ノ携行ヲ許サス但シ手荷物、貨物トシテ官憲ノ密封證

七 前各項ノ外使用上細部ノ事項ニ付テハ隨時甲乙間ニ

明セルモノハ此限りニアラス又一航空機ノ出發及到着

之ヲ協議ス

ニ方リ必要ニ應シ陸軍官憲立會ノ下ニ搭乗者ノ携行品

本協定書ハ貳通作成シ各其ノ壹通ヲ保有ス

検査ヲ行フモノトス

○關東州防禦營造物地帯内飛行條件

五 飛行場ハ定期航空輸送ノ離着陸(試験飛行ヲ含ム)

一 大連飛行場ニ進入或ハ離去スル航空機ノ航路ハ金州

ノミニ使用シ練習其ノ他ノ飛行ニ在リテハ要塞司令官

金羅鐵道線大沙河口普蘭店以南ニ於テハ南滿洲鐵道線

ノ許可ヲ受クルモノトス

路ニ沿フヲ要ス

六 京城—大連間ノ航空ニハ日本人タル航空士ヲ同乗セ

二 小密灣西北岸都家甸子ヨリ大和尚山南麓鳳凰溝、柳

シムルヲ要ス

樹屯北端老龍頭大旺山(周水子東北方約四吉米)ヲ經

七 航空機ノ出發、到着ハ豫メ旅順要塞司令部ニ通知ス

テ周水子南方高地脈嶺頂ヲ連ヌル線(含ム)以南前革

ルモノトス

嶺堡、大辛寨子ヲ連ヌル線以西ノ地區ハ絶對ニ飛行ヲ

八 要塞司令官又ハ其ノ命スル將校ハ監督ノ爲隨時航空

機ニ同乗シ得ルモノトス

形状若ハ防禦營造物ヲ測量、撮影、模寫、模造錄取シ

九 關東廳遞信局長ハ大連飛行場使用ノ航空機ヲシテ本

又ハ防禦營造物地帯内ヲ航空スルコトヲ得ス、航空ノ

飛行條件及關東州防禦營造物地帯令第四條ヲ嚴守セシ

許否ニ關シテハ要塞司令官ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クヘ

ムルコトニ關シ責ニ任シ且飛行經路、飛行禁止地帯等

シ)

ヲ明示スヘキ諸施設ヲ行フヲ要ス 「以上」

因に同飛行場に關する圖面等は其の公表するに當りては

參照 關東州防禦營造物地帯令第四條 何人ト雖要塞司

總て要塞司令官の許可を受くべきは勿論なり。(未完)

令官ノ許可ヲ受クルニ非レハ防禦營造物地帯内水陸ノ

(大連の項完了)

米國に於ける路傍美化の發展

小島 成美

道路の改良と共に其の使用の度は益々頻繁さを加へるが同時に路傍美化の運動も亦次第に重要性を認められて來た。或る人々は、路傍美化は道路計畫に不可欠なる項目とさへ主張する。法律或は他の公示手段に依り、路傍の見苦しさを除去し、美化せんと努める地方廳及び各州諸官省の

活動は一般民衆の大いに關心する所である。道路當局も此の運動に賛意を表してゐる。斯くの如き状態にも拘らず優良なる意見が資金缺乏の故に、屢々實現を見ないことは甚だ残念な事である。

路傍が美化しても、交通が樂にもならず、スピードの増